

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要

○計画策定の背景と目的

- ・本県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約 594km の海岸線を有し、国立公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行うべき海岸が多くある。
- ・海岸は、多種多様な生物の生息域であるとともに、海水浴等のレクリエーション活動の場や漁業等の経済活動にも重要な役割を果たしている。
- ・海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。
- ・海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法」が平成 21 年 7 月に制定された。
- ・本県としては、同法第 14 条に基づき、国の基本方針を踏まえ、「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定する。今後は地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進していく。

○海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・地域の実情に応じた適切な役割分担
- ・各主体間の情報共有を行い、連携していく体制の確保

2. 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ・海岸の清潔保持とその海域への流出防止

3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・海岸漂着物となる陸域のごみの発生抑制

○海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）及びその内容

- ◎重点区域とは、大量に海岸漂着物等が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域とする。
- ◎本計画では、本県における選定基準に基づいて、10 地区を選定した。

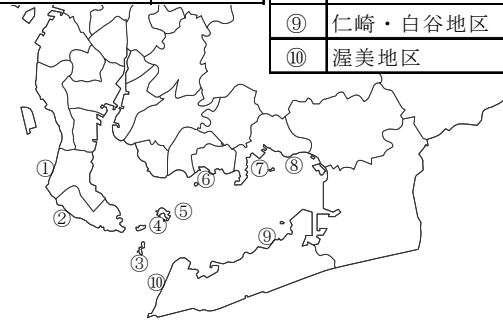
重点区域の選定基準

選定基準の第 1 項目及び第 2 項目のそれぞれを満足する海岸を有する地域を重点区域として設定した。

選定基準第1項目(それぞれの評価基準を満たす)			選定基準第2項目(いずれかの評価基準を満たす)		
項目	評価指標	評価基準	項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸	自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸		生態系	貴重な動植物の生息にとって重要な海岸
海岸漂着物状況			社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
				経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナとして利用や祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

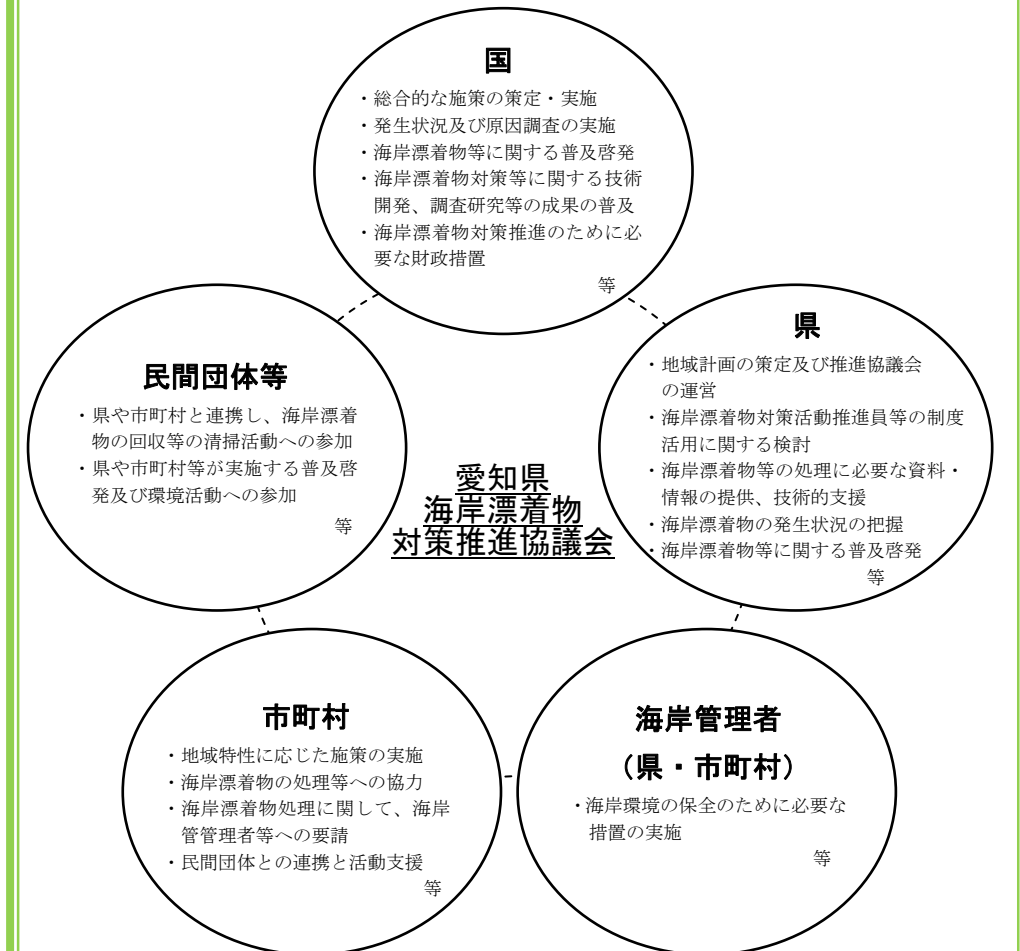
重点区域

No.	重点区域名	所在市町	No.	重点区域名	所在市町
①	美浜地区	美浜町	⑤	佐久島地区	西尾市
②	内海・山海地区	南知多町	⑥	吉良地区	蒲郡市
③	篠島地区		⑦	形原地区	
④	日間賀島地区		⑧	蒲郡地区	田原市
			⑨	仁崎・白谷地区	
			⑩	渥美地区	



○関係者の役割分担と相互協力に関する事項

それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有し、連携・協力していく。



海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県域を越えて移動するため、今後必要に応じて、関係自治体等と広域的に連携した発生抑制対策等を行う。

対策の進め方

各地域において、それぞれの特性等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進
ボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体等との連携を図り、県民や民間団体等の積極的な参画を促進する。
- ・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用
民間団体等の豊富な知見と幅広いネットワークを有効に活用する。

海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施
海岸管理者は、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める。
市町村は、関係者間の合意に基づき、海岸管理者等と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分する。

海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・3Rの推進による循環型社会の形成
「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活動や3Rを積極的に推進する。
- ・ごみ等の不法投棄の防止
ごみ散乱防止の啓発事業や不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な執行に努める。

- ・環境学習及び普及啓発
県民一人ひとりが積極的に海岸清掃活動等に参加できるよう、環境学習の推進に努める。
海岸漂着物対策や清掃活動情報等を、ホームページ等の広報媒体の活用により情報提供に努める。

○対策の実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

- ◎モニタリングの実施
- ◎災害時等の緊急時における対応
- ◎地域計画の変更
- ◎その他地域計画の実施に必要な事項